

きのこ王国支援事業
(実施要領)

新潟県農林水産部

目 次

事業実施要領関係

	頁
1 きのこ王国支援事業実施要領	1 ~ 9
2 事業計画申請書（様式1号、1 - 2号）	1 0
3 事業事前着手届（様式2号）	1 1
4 事業着手報告書（様式3号）	1 2
5 事業繰越承認申請書（様式4号）	1 3
6 しゅん工報告書（様式5号）	1 4
7 事業達成状況報告書（様式6号）	1 5 ~ 1 7
8 事業計画申請書審査結果概要（様式7号）	1 8
9 リース会社の概要（様式8号）	1 9
1 0 改善計画書（様式9号）	2 0
1 1 事業計画書（別記様式1号、1-2号、1-3号）	2 1 ~ 2 5
1 2 事業計画達成状況報告書（別記様式2号、2-2号、2-3号）	2 6 ~ 2 9
1 3 事業費積算内訳表（別記様式3号）	3 0
1 4 事業計画（別記様式4号）	3 1
1 5 改善計画書（別記様式5号）	3 2
1 6 達成状況に係る協議書（別記様式6号）	3 3 ~ 3 4
1 7 書類の提出先及び提出部数、事務処理機関（別表1）	3 5
1 8 事業達成状況報告書の提出（別表2）	3 6
1 9 採択基準（別表3）	3 7 ~ 4 0
2 0 リースの取扱について（資料1）	4 1 ~ 4 6
2 1 機械機種等選定のための見積依頼書（資料1-1）	4 7 ~ 4 8
2 2 リース見積依頼書（資料1-2）	4 9
2 3 見積依頼書（資料1-3）	5 0
2 4 事業管理台帳の様式（資料2-1~3）	5 1 ~ 5 3

きのこ王国支援事業実施要領

第1 趣旨

きのこ王国支援事業の実施については、新潟県補助金等交付規則及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 実施方針

- 1 事業は、「新潟県総合計画」の実現に向けて実施するものとする。
- 2 産地体制の強化をするための近代化施設等きのこ生産基盤の整備を進めるとともに、産地連携のもとに広域産地生産出荷体制を推進し、県産きのこブランドの確立と市場競争力のあるきのこ産地の形成に対し支援する。
- 3 電気料金や燃油価格等の急激な物価高騰により増加した生産コストの負担を軽減し、物価高騰の影響を受けにくい生産基盤の整備を進めるため、電気等の使用量を削減させる機械・設備の導入を緊急的に支援する。
- 4 令和6年能登半島地震により被害を受けたきのこ生産者の生産再開を図るため、被災施設等の再整備や生産資材の導入等を支援する。

第3 事業実施基準

1 実施基準

事業は、以下の対策を実施するものとし、対策別の採択基準は別表3に定める。

- (1) 高品質・安全・安心促進整備事業
- (2) 低コスト化促進整備事業
- (3) きのこ設備等省エネルギー対策支援事業
- (4) きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業

2 事業区分

事業は、事業主体が自ら使用（管理委託等含む。）する機械・施設等の導入に対する助成（以下「補助」という。）と、リース契約に基づき「借受者」に貸し付けるために事業主体が導入する機械・施設等に対する助成（以下「リース」という。）に区分して実施する。

3 事業主体

事業主体は、別表3のとおりとし、この場合における「農地所有適格法人」、「農林業者の組織する団体」、「第3セクター」及び「民間リース会社」については、以下のとおりとする。

(1) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、農家3戸以上で組織するもので次に掲げる要件をすべて満たす団体。

- ア 相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であること。
- イ 地区きのこ協議会の構成員であること。
- ウ 定款にきのこ栽培が明記され、きのこの売上額が過半以上であること。
- エ 農業協同組合又は森林組合の組合員かつ出資者であること。

(2) 農林業者の組織する団体

次に掲げる要件の全てを満たす3戸以上の団体

- ア 相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 組織及び運営に関する規約が定められていること。

- エ 地区きのご協議会の構成員であること。
- オ 農業法人の場合、定款にきのご栽培が明記され、きのこの売上額が過半以上であること。
- カ 農業協同組合又は森林組合の組合員かつ出資者であること。

(3) 第3セクター

第3セクターについては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者が当該事業活動を実質的に支配すると認められる法人に限るものとする。

(4) 民間リース会社

民間リース会社については、次のア及びイに掲げる要件を満たすものとする。なお、事業実施申請以前にリース会社の概要(様式8号)を知事に届け出ることとする。

ア 以下の要件にすべて該当すること。

(ア) リースを行ううえで必要な資力及び信用を有していること。

(イ) 県内に本店、支店又は営業所のリース事業窓口があり、かつ、常駐の担当者が配置されていること。

(ウ) 法人であること。

(エ) この事業に関する事務処理を円滑かつ適正に行うために必要な知識及び能力を有していること。

イ 以下の要件のうち、いずれかの要件に該当すること。

(ア) 県の指定金融機関等として指定している金融機関が出資をし、連結決算対象であるリース会社であること。

(イ) 農協系の金融機関、農業団体等が出資している系列リース会社であること。

(ウ) 県農業機械商業協同組合が出資している系列リース会社であること。

(エ) 農業機械メーカーが出資している系列リース会社であること。

(オ) 他の農林水産業関係交付金又は補助事業(国又は県)において事業実績を持つリース会社であること。

4 借受者

借受者は、3(1)に定める農地所有適格法人、3(2)に定める農林業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、認定農業者又は次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であること。

(2) 農業協同組合又は森林組合の組合員かつ出資者であること。

(3) 地区きのご協議会の構成員であること。

(4) 農業法人の場合は、定款にきのご栽培が明記され、きのこの売上額が全体売上げ額に対して過半以上であること。

5 事業実施期間

事業の実施期間は、1年とする。

6 事業費の範囲

(1) 事業費の範囲は次のとおりとする。

ア 補助対象とする事業費は、当該事業のため直接必要な工事費、工事雑費、実施設計費、機械器具購入費、その他「別表3」に定める範囲とし、国庫補助事業で同一目的の支援を受けるものは除くこととする。

イ 工事雑費及び実施設計費(設計費及び監理料)の合計は工事費の6.5%以内とする。また、工事雑費に係る補助の対象は現場監督補助員の賃金及び工事写真代とする。

ウ 現場経費及び一般管理費は、新潟県農林水産業総合振興事業の基準に準ずるものとする。

(2) 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

ア 用地に係る買収若しくは賃借に関する費用又は補償費

イ パイプハウスの施工費については、原則補助対象外とする。ただし、パイプ径が 31.8mm 以上及び換気装置等を含むものについては、この限りでない。

7 補助対象機械及び施設等

(1) 補助対象となる機械及び施設は、原則として新品のもの又は新設、新築によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の観点からみて、当該事業実施産地の実情に照らし適当と認められる場合には古品の使用や増築、併設等若しくは合体又は古材の利用によるものを含むことができるものとする（既存施設の取り壊し・撤去等に係る費用は除く）。特に施設の整備等に係る事業について、地域の実用に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、古材の利用又は直営施工を推進するものとする。この場合、古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。また、きのこ生産に係る機械等の古品は、原則的に次のように取り扱うものとする。

ア リースは対象外とする。

イ 補助対象とする古品は、安全性及び使用管理を行う上に不都合がなく、耐用年数の残存年数が概ね 5 年以上のものとする。

ウ 古品の購入価格は、経過年数、老朽及び損傷の度合い等を考慮して算出した額（償却額を差し引いた額）を基礎とし、近傍類似における中古品の通常の取引価格等を勘案して定める。

エ きのこと設備等省エネルギー対策支援事業にあっては、対象外とする。

(2) 補助対象とする機械及び施設は、原則として、耐用年数が概ね 5 年以上のものとする。

(3) 既存機械及び施設の更新（当該機械及び施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう）は、きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業を除き、事業の対象としないものとする。

(4) 共同利用機械は、効率かつ有効利用されるよう利用簿の整備、保管場所の特定などに留意し、実質的な個人利用機械とならないものであること。

8 その他の留意事項

(1) リースについては資料 1 により実施するものとする。

(2) 事業は原則として直営施工又は請負施工によって実施するものとする。

(3) 補助対象機械及び施設の事業費決定に係る契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、その理由を明確にし、3 者以上による指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業主体又はリース借受者が農林業者の組織する団体であって、競争入札に付し難い事情がある場合は、その理由を明確にし、3 者以上の関係業者から見積を徴収することにより、最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。

(4) 事業の実施にあたり、関係法規等に係る許認可等が必要な場合は、事業主体等は、関係法規等の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 本要領第 11 の規定に基づき達成状況報告書の提出期間を延長した事業主体（「リース」の場合は借受者）は、その期間内において、新たに本要領第 4 の 1 に定める「高品質・安全・安心促進整備事業」及び「低コスト化促進整備事業」の事業計画の認定申請を行うことはできないものとする。

第4 事業実施の手続き

1 事業計画の作成

- (1) 高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業にあつては、市町村長は、事業計画申請書(様式1号)を地域振興局経由で知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。
- (2) 前記申請に当たり市町村長は、事業主体及び関係農林業者の自主的意見を尊重し、県の地域振興局の助言並びに地区きのご協議会及び関係団体等の協力を得て、実施しようとする細目について事業実施申請年度から3年を目標年度とした、きのご王国支援事業計画書(別記様式1号)を策定するものとする。
- (3) きのご設備等省エネルギー対策支援事業及びきのご生産施設等地震被害緊急支援事業にあつては、事業主体は、事業計画申請書(様式1号)を地域振興局経由で知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。
- (4) 前記申請にあたり、事業主体は、電気等の使用エネルギーの削減予定量又は復旧後の対象品目の生産量を示したきのご王国支援事業計画書(別記様式1-2号又は別記様式1-3号)を策定し、提出するものとする。

2 事業計画の認定

知事は、第4の1の申請があつたときは、当該申請に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業計画の認定を行うものとする。

3 事業計画の変更

第4の2により認定を受けた事業において、要綱に掲げる重要な変更、もしくは事業の中止又は廃止をするときは、第4の1の規定に準じ、知事の認定を受けるものとする

4 事業の着手

(1) 交付決定前着手

事業の着手は原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により事業計画に基づく事業を補助金交付決定前に着手する場合、事業主体の長は、市町村長へその旨を報告するものとし、報告を受けた市町村長が事業事前着手届(様式2号)を提出した上で着手するものとする。

ただし、きのご設備等省エネルギー対策支援事業において補助金交付決定前に着手する場合は、事業主体の長が地域振興局長へ事業事前着手届(様式2号)を提出した上で着手するものとする。

(2) 着手報告書

高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業を実施する事業主体の長は、事業に着手(契約)したときは、その日から7日以内に市町村長に報告するものとする。市町村長は、事業主体から事業着手の報告を受けたときは、着手報告書(様式3号)を地域振興局長に提出するものとする。

きのご設備等省エネルギー対策支援事業を実施する事業主体の長は、事業に着手(契約)した日から7日以内に着手報告書(様式3号)を地域振興局長に提出するものとする。

5 事業繰越

高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業を実施する事業主体の長は、やむを得ない理由により事業を繰越しする必要があるときは、市町村長へその旨を報告するものとし、報告を受けた市町村長が繰越承認申請書(様式4号)を地域振興局経由で知事に提出するものとする。

ただし、きのご設備等省エネルギー対策支援事業においては、事業主体の長は、地域振興局経由で知事に提出するものとする。

6 機械及び施設の管理・運営の適正化

高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業にあつては、市町村長は、事業

計画に係る事業主体及び借受者の事業執行経費負担等について、同意書、議事録等を確認し、事業の実施並びに事業実施後の施設の管理及び運営の適正化を図るものとする。

第5 完了に伴う手続き

1 工事完了報告

- (1) 高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業を実施する事業主体の長は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工報告書を市町村長に提出するものとする。
- (2) きのご設備等省エネルギー対策支援事業を実施する事業主体の長は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工報告書(様式5号)を地域振興局長に提出するものとする。

2 出来高確認

市町村長は、事業主体からしゅん工報告書が提出されたときは、当該事業が適正に実施されたことを速やかに出来高確認の上、しゅん工報告書(様式5号)を地域振興局長に提出するものとする。

地域振興局長は、市町村又は事業主体から提出されたしゅん工報告書を審査し、事業の履行を確認するものとする。なお、検査等において、必要と判断される場合は手直し等の措置を指示し、事業の適正を期するものとする。

第6 関係書類等の整備

事業主体は、事業種目ごと及び事業箇所ごとに以下に掲げる関係書類及び簿冊を整え、処理の経過を明らかにしておくものとする。

1 直営事業の場合

- (1) 予算関係書類
- (2) 会計主要簿、現金出納簿
- (3) 会計補助簿
 - ア 分(負)担金徴収簿
 - イ 労務者出面簿
 - ウ 工事材料品受払簿
 - エ 事業日誌及び現場写真等
- (4) 受払証ひょう書類 資材費、工事雑費、機械器具購入費等の証ひょう書類には、正当債主の見積書、売買契約書、納品書、請求書、領収書等を添付し整備しておくこと。
- (5) 金銭出納は、原則として金融機関の口座を利用すること。
- (6) 一括整理された帳簿及び書類には、必ず原始記録を添付しておくこと。
- (7) 借入金のため金融機関に提出した書類(申込書、同添付書、借用証書、念書等)は、すべて写しを作成して一括保存しておくこと。
- (8) 往復文書

2 請負事業の場合

工事材料品受払簿等直営事業の施工にのみ関係ある諸帳簿を除き、直営事業の場合に準じて整理保存するとともに、次の書類及び簿冊類を備え付けておくものとする。

- (1) 請負契約締結の根拠となった議決書又は条例
- (2) 請負契約書
- (3) 工事材料検査簿
- (4) 工事完了通知書
- (5) 工事手直完了通知書
- (6) 工事引取書

(7) 請負金の支払い及び領収関係を明らかにした証ひょう書類

第7 機械及び施設の管理

当該事業で取得した機械及び施設は導入年度、事業名及び種目名を明示し常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

1 管理主体

- (1) 機械及び施設の管理主体は、原則として事業主体とする。
- (2) 事業主体が、機械及び施設の適切な管理を図るため、その管理を委託する場合の相手方は、原則として当該市町村内の、別表3に記載された当該種目の事業主体の範囲内とする。
- (3) 事業主体は、処分制限期間内に機械及び施設の管理主体を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 管理方法

- (1) 管理主体は、その管理する機械及び施設について、管理規程を定めるものとする。
- (2) 管理規程には次の事項を定めるものとする。

ア 目的

イ 機械及び施設の種類、構造、規模及び型式

ウ 機械及び施設の所在地

エ 管理責任者

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関すること

キ 使用料に関すること

ク 機械及び施設の保全に関すること

ケ 機械及び施設の償却に関すること

- (3) 機械及び施設の減価償却については、機械及び施設の耐用年数以内において減価償却額を定め、将来、当該機械及び施設を更新し永続的活用が行われるように留意するものとする。
- (4) 事業主体は、機械及び施設の管理の現状を明確にし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備するものとする。また、機械及び施設管理台帳(資料2-1~3)を備え付けておくものとする。

3 財産処分等の手続き

- (1) 事業主体は、機械及び施設を知事の承認を受けずに処分制限期間内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して(以下「財産処分」という。)はならない。
- (2) 事業主体は、やむを得ず機械及び施設を処分制限期間内に財産処分を行おうとするときは、市町村長の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、(2)の承認をするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続き

- (1) 事業主体は、機械及び施設の移転、更新、増築、模様替え等を当該機械及び施設の処分制限期間内に行うときは、市町村長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。
- (2) 市町村長は、当該機械及び施設の移転、更新、増築、模様替え等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、知事に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

5 災害の報告

- (1) 事業主体は、機械及び施設が天災その他の災害を受け滅失又はき損したときは、市町村長に届け出るものとする。
- (2) 市町村長は(1)の届出があったときは、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

ア 事業実施年度

- イ 機械及び施設の所在及び種類
 - ウ 被害の程度
 - エ 滅失又はき損の原因
 - オ 損害見積り価格及び復旧可能なものについては復旧見込額
 - カ 当該事業機械及び施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- (3) 報告後、当該機械・施設等の復旧が不可能と判断した場合、市町村長は、3の手続きを検討するものとする。
- 6 きのご設備等省エネルギー対策支援事業及びきのご生産施設等地震被害緊急支援事業における手続き
事業主体が3～5の手続きを行う場合、届け出等を行う先は知事とする。

第8 指導推進体制

1 県の体制

県は、総合的指導推進体制を整備し、事業計画の樹立、事業の実施並びに事業実施後の施設の管理及び運営について、市町村又は事業主体もしくは借受者への指導助言に当たるものとする。

2 市町村の体制

市町村長は、関係農林業団体を含む総合指導体制を整備し、高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業に関する事業計画の樹立、事業の実施並びに事業実施後の機械及び施設の管理及び運営について、事業主体への指導助言に当たるものとする。

第9 事務取扱等

1 事務取扱い及び事務処理方法

(1) 事業の事務は、農林水産部林政課及び地域振興局が行うものとする。

地域振興局においては、農林振興部、農林水産振興部及び津川地区振興事務所が行政組織規則第10条の規定に基づきその所管又は相当する区域の事務を行うものとする。

(2) 事業実施にあたり市町村又は事業主体もしくは借受者が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表1によるものとする。

2 審査

(1) 地域振興局は、申請に係る事業計画認定申請等の審査を行うものとする。

審査にあたっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。

(2) 地域振興局は、事業計画認定申請等の審査結果を事業計画申請書審査結果概要(様式7号)にとりまとめ、農林水産部林政課に提出するものとする。

第10 助成

1 県は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。

2 補助率等は、要綱並びに別表3の事業採択基準によるものとする。

第11 報告

1 高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業について、市町村長は、事業実施計画に基づく事業が完了した年度から目標年度までの毎年度、当該事業計画の達成状況(又は実績)を調査し、達成状況報告書(様式6号)により、その結果を調査年度の翌年度の5月末日までに地域振興局を經由して知事に報告するものとする。

最終報告書において、達成状況(達成率)が70%未満の機械及び施設の事業主体(「リース」

の場合は借受者)について、市町村長は改善計画(様式9号)を作成し、調査年度の翌年度の6月末日までに地域振興局を経由して知事に提出するとともに、当該市町村における達成状況報告書の提出を5年間まで延長するものとする。

また、5年後の報告において、達成状況が改善されない場合は、再度改善計画を作成し提出するとともに、当該市町村における事業達成状況報告書の提出を2年間延長するものとする。なお、5年目以降の達成状況報告書及び改善計画の提出は、達成状況が改善または導入施設・機械の耐用年数まで延長することとする。

ただし、農林水産部林政課との協議により、目標年度又は延長後の最終年度の報告における達成状況(達成率)が70%未満となった主たる理由が、天災地変、物価高騰又はその他事業主体(「リース」の場合は借受者)の責に帰すべきものでないと認められた場合は、次期改善計画の作成及び達成状況報告書の提出期間の延長を要しない。

なお、上記協議を行おうとする市町村は、協議書(別記様式6号)を達成状況報告書に添付するものとする。

- 2 きのご設備等省エネルギー対策支援事業については、事業主体の長(「リース」の場合は借受者の長)は、事業計画に基づく事業が完了した年度の翌年度1年間のエネルギー使用量と、当該施設で生産される対象品目の生産量について実績を調査し、達成状況報告書(様式6号)により、その結果を調査年度の翌年度の5月末日までに地域振興局を経由して知事に報告するものとする。
- 3 きのご生産施設等地震被害緊急支援事業については、1の「市町村長」を事業主体の長(「リース」の場合は借受者の長)に読み替えるものとする。

第12 事業要望の照会

地域振興局長は、管内の関係市町村に対して次年度にかかる事業要望の照会を行い、事業計画(別記様式第4号)により毎年度の9月末日までに事業要望箇所を取りまとめ農林水産部林政課に10月10日までに報告するものとする。

ただし、きのご設備等省エネルギー対策支援事業及びきのご生産施設等地震被害緊急支援事業の要望照会及び取りまとめに関する様式や期日等については、別途農林水産部林政課が地域振興局へ通知するものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月20日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 27 年 1 月 30 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。
- 2 この要領施行の際改正前の要領の規定に基づき提出された書類は、この要領の規定に基づき提出されたものとみなす。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 1 月 11 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 6 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 きのご設備等省エネルギー対策支援事業については、令和 4 年度に認定する事業についてのみ適用する。

附則

- 1 この要領は、令和 4 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 きのご生産豪雨被害緊急支援事業については、令和 4 年度に認定し、令和 4 年 8 月 3 日以降に対象生産者が行う取組について適用する。

附則

- 1 この要領は、令和 5 年 5 月 19 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。
- 2 この要領施行の際改正前の要領の規定に基づき提出された書類は、この要領の規定に基づき提出されたものとみなす。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。
- 2 きのご生産施設等地震被害緊急支援事業については、令和 6 年 1 月 1 日以降に対象生産者が行う取組について適用する。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 きのご設備等省エネルギー対策支援事業について令和 5 年度以降に実施する場合は、別途通知するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。

様式1号(事業計画申請書)

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

きのこ設備等省エネルギー対策支援事業及びきのこ生産施設等地震被害緊急支援事業にあっては事業主体の長(リースにおいては借受者の長)

きのこ王国支援事業計画の認定申請について

きのこ王国支援事業を下記のとおり実施したいので、事業実施要領第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画産地名

添付書類

- ・別記様式1号 「きのこ王国支援事業計画書」(高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業の場合)
- ・別記様式1-2号 「きのこ王国支援事業計画書」(きのこ設備等省エネルギー対策支援事業の場合)
- ・別記様式1-4号 「きのこ王国支援事業計画書」(きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合)

きのこ王国支援事業事前着手届

第 年 月 日 号

地域振興局長 様

市町村長 (きのこ設備等省エネルギー
対策支援事業にあって
は事業主体の長)

年度きのこ王国支援事業実施計画に基づく下記事業について、交付決定前に着手したいので別記条件を了承のうえ、関係書類を添えて届け出します。

記

1 着手する事業

事業種目	
内容	
施行箇所・設置場所	
事業主体	
借受者	
実施産地	
着工予定年月日	年 月 日 着工予定
完了予定年月日	年 月 日 完了予定
事業費	千 円
事業量	
事前着手の理由	

2 別記条件

- (1) 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業主体の負担とする。
- (2) 補助金の交付決定を受ける補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内においては、事業計画の変更は行わないこと。
- (4) 事業が採択されない場合は、自力事業とする。

様式3号(着手報告書)

きのこ王国支援事業着手報告書

第 年 月 日 号

地域振興局長 様

市町村長 (きのこ設備等省エネルギー
対策支援事業にあって
は事業主体の長)

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった(事前着手届を
提出した) 年度きのこ王国支援事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

1 着手した事業

事業種目	
内容	
施行箇所・設置場所	
事業主体	
借受者	
実施産地	
事業費	事業計画額 千円
事業実行額	契約額等 千円
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日 完了予定

添付書類

見積書(又は見積依頼書)、入札調書、契約書等の写し
施設建設等の場合は工程表の写し

きのこ王国支援事業繰越承認申請書

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

市町村長

きのこ設備等省エネルギー対策支援事業にあっては事業主体の長

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった(事前着手届を提出した) 年度きのこ王国支援事業について、下記の理由により事業の繰越を承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

事業種目	
内容	
施行箇所・設置場所	
事業主体	
借受者	
実施産地	
着手年月日	年 月 日
事業費	千 円
繰越事業費	千 円
完了予定年月日	年 月 日
繰越の理由	

添付書類

理由書
繰越額算出根拠
工程表

様式5号(しゅん工報告書)

きのこ王国支援事業しゅん工報告書

第 年 月 日 号

地域振興局長 様

市町村長

（きのこ設備等省エネルギー
対策支援事業にあつて
は事業主体の長

年度きのこ王国支援事業の下記事業がしゅん工したので報告します。

記

事業種目	
内容	
施行箇所・設置場所	
事業主体	
借受者	
実施産地	
着手年月日	
しゅん工年月日	
事業費	事業当初計画 千円
	事業変更計画 千円
事業実行額	当初契約額 円
	変更契約額 円

添付書類

出来高設計書

リースは、リース品目、リース先の内訳

しゅん工写真

市町村の検査調書の写し(高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業の場合)

その他(当初設計から変更があったものの説明資料)

様式 6 号 (達成状況報告書) (高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業の場合)

きのこ王国支援事業計画達成状況報告書

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

市町村長

きのこ王国支援事業の事業完了 年目の事業達成状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業実施概要

区 分	年度	事業費(千円)	補助金(千円)	その他(千円)
高品質・安全・安心促進整備事業				
低コスト化促進整備事業				

2 今後の見通し

(簡潔に記載)

生産量	
産地形成等	

添付書類

・別記様式 2 号 「事業計画達成状況報告書」

きのこ王国支援事業計画達成状況報告書

第 _____ 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業主体の長 } リースにおいては
借受者の長

きのこ王国支援事業の事業完了年度の翌年度1年間における事業達成状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業実施概要

区 分	年度	事業費(千円)	補助金(千円)	その他(千円)
きのこ設備等省エネルギー対策支援事業				

2 単位生産量あたりのエネルギー使用量 (対象品目: _____)

	事業実施前 (直近月から遡って過去1年間)	事業実施後 (事業完了年度の翌年度1年間)
年間生産量(A) 1		
年間エネルギー使用量(B) ²		
生産量あたりのエネルギー使用量(B/A)		

1: 単位はtとする。

2: 削減対象となるエネルギーについて記載する。単位は、電気の場合 kwh、ガスの場合はm³、燃油の場合は _____ とする。

添付書類

- ・別記様式2-2号 「事業計画達成状況報告書」

様式6号(達成状況報告書)(きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合)

きのこ王国支援事業計画達成状況報告書

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

事業主体の長 (リースにおいては借受者の長)

きのこ王国支援事業の事業完了後 年目の事業達成状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施概要

区 分	年度	事業費(千円)	県補助金(千円)	その他(千円)
きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業				

添付書類

・別記様式2-3号 「事業計画達成状況報告書」

年度さのこ王国支援事業計画申請書審査結果概要

市町村名		地域振興局名	
------	--	--------	--

事業種目		高品質・安全・安心促進整備事業														
産地名	施行場所 (設置場所)	事業 区分	事業主体	借受者	品目	生産計画		補助対象事業内容 及び事業量	受益 戸数	事業費	予 定 補助金	予 定 補助率	さのこ GAP導入	国庫補助 の有無	適 否	摘要
						現況	目標									

事業種目		低コスト化促進整備事業														
産地名	施行場所 (設置場所)	事業 区分	事業主体	借受者	品目	生産計画		補助対象事業内容 及び事業量	受益 戸数	事業費	予 定 補助金	予 定 補助率	さのこ GAP導入	国庫補助 の有無	適 否	摘要
						現況	目標									

事業種目		さのこ設備等省エネルギー対策支援事業														
産地名	施行場所 (設置場所)	事業 区分	事業主体	借受者	品目	生産計画		補助対象事業内容 及び事業量	受益 戸数	事業費	予 定 補助金	予 定 補助率	さのこ GAP導入	国庫補助 の有無	適 否	摘要
						現況	目標									

事業種目		さのこ生産施設等地震被害緊急支援事業														
産地名	施行場所 (設置場所)	事業 区分	事業主体	借受者	品目	生産計画		補助対象事業内容 及び事業量	受益 戸数	事業費	予 定 補助金	予 定 補助率	さのこ GAP導入	国庫補助 の有無	適 否	摘要
						現況	目標									

注1：国庫補助事業で同一目的の支援を受けていないか確認し、国庫補助の有無欄に確認結果を記載すること。

注2：事前着手予定のものは、摘要欄にその旨記載すること。

注3：さのこ王国支援事業実施要領の運用（令和8年1月20日付け林第920号）の別表2も添付すること

様式 8 号（リース会社の概要）

年 月 日

新潟県知事 様

組織名及び代表者名又は
氏 名
電話番号

年度きのこ王国支援事業のリース事業主体の届け出について

下記により 年度きのこ王国支援事業のリースによる事業実施を予定したため、下記により会社概要を届け出ます。

記

- 1 本事業の実績の有無 : 有 無（下記資料を添付のこと）
- 2 記入担当者 : 役職名 氏名
- 3 会社設立年次 : 年
- 4 従業員数 : 年 月 日現在 名
- 5 資本金 : 年 月 日現在 円
- 6 前年度のリース取扱高 : 百万円
（うち農業関係物件取扱高 : 百万円）

【参考】近年の交付金又は補助事業（国、新潟県）実績

年度	事業名	取扱件数	取扱高（千円）

- 7 添付資料（本事業の実績が無い場合）
会社紹介
営業実績を明らかにした書類

様式 9 号（改善計画）

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

市町村長

きのこ王国支援事業に係る改善計画について（提出）

年度に実施した下記事業について、きのこ王国支援事業実施要領第 11 の規定に基づき改善計画書を提出します。

記

事業実施年度	年度
事業種目	
内容	
施行箇所・設置場所	
事業主体	
借受者	
実施産地	
事業費	
うち県補助金	
うち市補助金	
うち自己負担	
事業対象品目	

添付書類

- ・別記様式 5 号「きのこ王国支援事業で導入した機械・施設等の改善計画書」

別記様式 1 号

きのこ王国支援事業計画書 [当初・変更]

(その 1)

市町村名		実施産地名				
きのこ生産者の組織・団体数	法人：	任意団体：				
きのこGAPの導入・取組状況						
事業・業務目的						
期待効果						
実の 施概 産要 地	きのこ栽培内訳					
	区分	生しいたけ	なめこ			
	戸数					
	生産量 (t)	(原) (菌)				
きのこ王国にいがた振興 (地区) プラン						
事業 産 対 計 画 品 目 等 の	区分	栽培品目 (原木・菌床)	現況 (年)		目標 (年)	
			生産量 t	生産額 (千円)	生産量 t	生産額 (千円)
	事業対象品目					
	その他管内生産品目					
事業採 実 基 後 準 の 達 年 成 次 計 画	事業対象品目	年度 (現状)	年度	年度	年度 (目標年度)	
		t	t	t	t	
	高品質・安全・安心促進事業 (千円)					
低コスト化促進整備事業 (円/kg)						

対象品目：乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、きくらげ

高品質・安全・安心：目標年度までに現状よりきのこ生産所得を向上。(単位:千円)

低コスト化：生産流通コストを目標年度までに現状より3%以上削減。(単位:円/kg)

(その2)

産流 地通 推・ 進出 体荷 制体 図系 図	(事業主体との関連を含めて産地推進体制図、協議会運営体系、出荷販売、系統図)					
	事業種目	事業内容	事業費 (千円)	県補助金 (千円)	摘要 (事業主体名)	
	高品質・ 安全・安心 促進整備事 業					
	低コスト 化促進整備 事業					
概要	計					
施行箇所・設置場所						
負区 担分	事業費負担計画(円)				融資借入計画(円)	
	事業費	県費	市町村費	その他	資金等名 称	借入額 借入時期
機整 械備 施状 設況 の	導入年度事業名	機械施設名	数量	構造・規模・能力		

添 付 書 類	(1)事業費等積算内訳表(別記様式4号)	(8)利用計画書(計画年次及び目標年次)
	(2)位置図(設置箇所、リース先)	(9)実施市町村の産業別生産状況等
	(3)事業主体規約、管理運営規程等	(10)別表3の採択基準に該当する根拠書類
	(4)リース等契約書様式	(11)その他必要とする資料
	(5)概算設計書及び見積書、カタログ等	
	(6)納税対応が確認できる資料	
	(7)収支計画書(計画年次及び目標年次)	

別記様式 1 - 2号 (きのこ設備等省エネルギー対策支援事業の場合)

きのこ王国支援事業計画書 [当初・変更]

(その1)

事業主体(借受者)		市町村名	
きのこGAPの導入・取組状況			
事業目的			
期待される効果			
事業実施後の年次別採択基準達成計画	対象品目	現状 ¹ (. 月 ~ . 月)	事業実施後 (. 月 ~ . 月)
		生産量実績 t(A)	生産予定量 t(A)
		-----	-----
	対象品目の生産にかかる年間エネルギー使用量 (B) (電気、ガス、燃油のいずれか)	kwh m ³	kwh m ³
	対象品目の単位生産量あたりエネルギー使用量 (B/A) (kwh/t, m ³ /t, /t のいずれか)		

対象品目：乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、きくらげ

採択基準：機械・設備導入後の「対象品目の単位生産量 (t) あたりエネルギー使用量」を導入前よりも低減させるものとする。

1：現状を示す期間は、直近月から遡って過去1年間とする。

(その2)

事業概要	導入する機械・設備	削減されるエネルギーの種類	エネルギー使用量の削減率(%)	事業費(千円)	着工予定(年月日)	完了予定(年月日)	
施行箇所・設置場所							
負担区分	事業費負担計画(円)				融資借入計画(円)		
	事業費	県費	市町村費	その他	資金等名称	借入額	借入時期
機械施設の整備状況	導入年度事業名		機械施設名	数量	構造・規模・能力		

添付書類	(1) 事業費等積算内訳表(別記様式4号) (2) 位置図(設置箇所、リース先) (3) 事業主体規約、管理運営規程等 (4) リース等契約書様式 (5) 設計書及び見積書、カタログ等積算根拠資料 (6) 納税対応が確認できる資料 (7) 機械・設備の利用計画書(現状及び事業実施後) (8) 導入する機械・設備の規模と、その選定理由 (9) 現状のエネルギー使用量を確認できる書類(伝票等) (10) エネルギー使用量を現状より10%削減することが確認できる資料 (現状の機械等と、新たに導入する機械等のエネルギー使用量がわかるカタログ、仕様書、メーカー等が作成した試算書等) (11) 別表3の採択基準に該当する根拠書類 (12) その他必要とする資料
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記様式 1 - 3号 (きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合)

きのこ王国支援事業計画書 [当初・変更]

事業主体 (借受者)							
きのこGAPの導入・取組状況							
施行箇所・設置場所							
事業目的							
達成計画	品目	単位	現状値 (年度～年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	備考
事業内容	補助対象 項目	数量	単価 (円)		事業費 (円)		備考
負担区分	事業費 (円)	県費 (円)	市町村費 (円)		その他 (円)		備考
融資借入計画	資金等名称	借入額 (円)	借入時期		備考		

添付書類	(1)事業費等積算内訳表(別記様式4号) (2)位置図(設置箇所、リース先) (3)事業主体規約、管理運営規程等 (4)リース等契約書様式 (5)設計書及び見積書、カタログ等積算根拠資料 (6)機械・設備の利用計画書(現状及び事業実施後) (7)導入する機械・設備の規模と、その選定理由 (8)その他必要とする資料
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象品目：乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、きくらげ

採択基準：地震被害により低下した対象品目の生産量を、被災前の生産量まで回復させるものとする。

：現状値は被災日を含まない直近3か年の平均値とすること。

(年度きのご王国支援事業)

事業計画達成状況報告書

市町村名			
事業実施産地名			
事業実施年度		報告年度	

1 事業実施後の計画達成状況(事業計画及び実績)

区分	事業主体 (借受者)	計画時 (年)	目標 (年)	年		年		年	
				実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率
GAP 取組数 (人)					%		%		%
高品質 ・安全 ・安心 (千円)									
低コスト 化 (円/kg)									

対象品目：乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、
まいたけ、エリンギ、きくらげ

高品質・安全・安心：目標年度までに現状よりきのご生産所得を向上(単位：千円)

低コスト化：生産流通コストを目標年度までに現状より概ね3%以上削減。(単位：円/kg)

* 達成率(%) = (実績年と計画年との差) ÷ (目標値と計画年との差) × 100

2 利用実績

(1) 高品質・安全・安心促進整備事業

事業主体名 (借受者)	導入機械 及び施設	事業量 (千円)	耐用 年数	設置場所 (リース先)	利用計画 (目標)	利用実績 (年)	利用率 %

(2) 低コスト化促進整備事業

事業主体名 (借受者)	導入機械 及び施設	事業量 (千円)	耐用 年数	設置場所 (リース先)	利用計画 (目標)	利用実績 (年)	利用率 %

注：(1) リースされずに在庫されている場合は、理由書を添付する。

(2) 利用の記載は、生産量又は稼働日数等とし、機械又は施設毎とする。

別記様式 2 - 2 号（きのご設備等省エネルギー対策支援事業の場合）

（ 年度きのご王国支援事業 ）

事業計画達成状況報告書

事業主体名（借受者名）			
市町村		事業実施後の 実績調査期間	

1 事業実施後の計画達成状況（事業計画及び実績）

使用量を削減したエネルギーの種類	対象品目の単位生産量あたりエネルギー使用量（事業実施前）	事業実施後 1 年間の実績			事業実施前より低減できているか
		対象品目の生産量 t（A）	対象品目の生産にかかった年間エネルギー使用量（B）	対象品目の単位生産量あたりエネルギー使用量（B/A）	

対象品目：乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、きくらげ

採択基準：機械・設備導入後の「対象品目の単位生産量（t）あたりエネルギー使用量」を導入前よりも低減させるものとする。（単位：kwh/t、 m^3/t 、 l/t のいずれか）

2 利用実績

導入機械及び設備	事業量（千円）	耐用年数	設置場所（リース先）	利用計画（目標）	利用実績	利用率 %

- 注：(1) 機械・設備導入後の「対象品目の単位生産量（t）あたりエネルギー使用量」が導入前よりも低減できなかった場合は、理由書を添付する。
- (2) リースされずに在庫されている場合は、理由書を添付する。
- (3) 利用の記載は、生産量又は稼働日数等とし、機械又は施設毎とする。

別記様式 2 - 3号 (きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合)

(年度きのこ王国支援事業)

事業計画達成状況報告書

事業主体名			
市町村名			
事業実施産地名			
対象品目			
事業実施年度		報告年度	

事業実施後の計画達成状況 (事業計画及び実績)

区分	事業主体 (借受者)	計画時 (年)	目標 (年)	年		年		年	
				実績	達成率 %	実績	達成率 %	実績	達成率 %
生産量 (t)									

対象品目：乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、
まいたけ、エリンギ、きくらげ

* 達成率 (%) = (実績年と計画年との生産量の差) ÷ (目標値と計画年との生産量の差) × 100

年度 きのこ王国支援事業費積算内訳表

事業種目	規格・構造等	事業費積算内 訳	事業費 (千円)	事業費負担区分(千円)			
				県	市町村	その他	うち融資
高品質・安全・安心促進整備事業							
小計							
低コスト化促進整備事業							
小計							
きのこ設備等省エネルギー対策支援事業							
小計							
きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業							
小計							
合計							

【別記様式 4 号】

〇〇年度きのこ王国支援事業計画

地域機関名：

担当者名：

単位：千円

産地	市町村	事業種目	事業主体 (借受者)	事業費	県補助金	補助・ リース	品目	導入機械及び施設	機械・施設の導入によ り期待される効果	GAP導入 (済・可)	備考
合計											

きのこ王国支援事業で導入した機械・施設等の改善計画書

作成年度： 年度

1 機械・施設の導入目的及び概要

市町村	〇〇市	産地名	△△	実施年度	年度
事業主体	〇〇農業協同組合	施設機械等設置所在地	〇〇市〇〇地内		
事業種目	高品質・安全・安心促進整備・きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業	事業内容	[リース：機械及び施設整備]		
総事業費	円	県補助金額	円	その他	円
機械・施設名		形式・規格・構造		数量	
借受者	〇〇 〇〇	リース期間	年 月 日～	年 月 日	
耐用年数	年	栽培品目		原木・菌床	
事業導入にあたっての借入資金					
目標年度	年度	目標数値			

2 実績低迷の原因、課題

3 今後の改善策

年次別改善計画表

単位：円

区分	項目	計画・導入時		実績			改善計画	
		計画時現況(年)	目標(年)	実施年(年)	2年目(年)	3年目(年)	改善1年目(年)	改善2年目(年)
収入								
	合計(A)							
支出								
	合計(B)							
生産所得(円)								
達成率%								
生産コスト(円/kg)								
達成率%								

※項目等は、適宜追加すること。

(2) 低コスト化促進整備事業

内訳		計画時と影響後の生産流通コスト(年)			影響がなかった場合に想定される達成率
		計画時	影響後	影響がなかった場合(想定)	
生産流通コスト	生産流通にかかる経費(円)(A)				
	販売量(kg)(B)				
	生産流通コスト(円/kg)(A/B)				

別表 1

書類の提出先及び提出部数、事務処理機関

○高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業の場合

	提出する書類	様式	市町村の提出先（部数）		提出期限等
			地域振興局	県知事	
当該事業	事業計画申請書	様式1号	経由（1）	○（1）	4月10日（追加要望の場合は随時）（様式7号添付）
	事前着手届	様式2号	○（1）		
	事業繰越承認申請書	様式4号	経由（1）	○（1）	12月末日
	事業達成状況報告書	様式6号	経由（1）	○（1）	5月末日（別記様式2号添付）
	改善計画※	様式9号	経由（1）	○（1）	6月末日（別記様式5号添付）
本庁執行	着手報告書	様式3号	（経由）	○（1）	（宛先：県知事）
	しゅん工報告書	様式5号	（経由）	○（1）	（宛先：県知事）
局執行	着手報告書	様式3号	○（1）		
	しゅん工報告書	様式5号	○（1）		

- 市町村等は事業実施計画作成に当たり、地域振興局の指導・助言を得るとともに、作成した計画書の写しを地域振興局へ送付するものとする。
- 市町村等は事業実施後の計画達成のための指導等を得るため、「事業達成状況報告書」の写しを地域振興局へ送付するものとする。

※最終報告書において、達成状況（達成率）が70%未満の場合に作成

○きのこ設備等省エネルギー対策支援事業及びきのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合

	提出する書類	様式	事業主体の提出先（部数）		提出期限等	
			地域振興局	県知事		
当該事業	事業計画申請書	様式1号	経由（1）	○（1）	・提出期限は、農林水産部林政課が地域振興局へ別途通知 ・様式7号添付 ・リースの場合は借受者が提出	
	事前着手届	様式2号	○（1）		・きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合は提出不要 ・事業繰越承認申請書の提出期限は、12月末日	
	着手報告書	様式3号	○（1）			
	事業繰越承認申請書	様式4号	経由（1）	○（1）		
		しゅん工報告書	様式5号	○（1）		・調査年度の翌年度の5月末日まで（別記様式2-2号添付） ・リースの場合は借受者が提出
		事業達成状況報告書	様式6号	経由（1）	○（1）	

別 表 2

事業達成状況報告書の提出

○高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業の場合

報告する者	報告年数	提出期限	様式
市町村	事業完了年度から目標年度まで、毎年度の機械及び施設の利用達成状況（又は実績）を報告する。	5月末日まで	様式6号 (別記様式2号添付)

○きのこ設備等省エネルギー対策支援事業及びきのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合

報告する者	報告対象期間	提出期限	様式
事業主体 (リースの場合は借受者)	事業が完了した年度の翌年度1年間の実績を調査し、報告する。	調査年度の翌年度の5月末日まで	様式6号 (別記様式2-2号又は別記様式2-3号添付)

別表 3

採択基準

事業種目	補助率	補助区分	事業内容	事業費の範囲	事業主体（借受者）
高品質・安全・安心促進整備事業	5/10以内	補助	〔機械及び施設整備〕 高品質化や作業の省力化を図るために必要な機械及び施設整備。 ・金属探知機 ・LED照明器具	1,000千円～50,000千円 ¹	農地所有適格法人、農林業者の組織する団体
		リース	・空調機械 ・栽培ハウス ・培養製造機器 ・植菌機 ・栽培棚 ・菌掻機 ・包装機 ・クリーンルーム ・その他必要と認められる機械及び施設整備		森林組合、農業協同組合、第3セクター、民間リース会社（農地所有適格法人、農林業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、認定農業者、きのこ生産者等）
低コスト化促進整備事業		補助	〔機械及び施設整備〕 低コスト化を促進するための共同化や省エネルギー化を図るために必要な機械及び施設整備。 ・集出荷施設		農地所有適格法人、農林業者の組織する団体
		リース	・培養センター ・廃床センター ・パック包装機 ・高圧殺菌釜 ・その他必要と認められる機械及び施設整備		森林組合、農業協同組合、第3セクター、民間リース会社（農地所有適格法人、農林業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、認定農業者、きのこ生産者等）

1：1台（機）当たり500千円未満の機械は補助対象外とする。ただし複数の機械の組合せにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額が1,000千円以上の場合補助対象とすることができるものとする。

事業種目	補助率	補助区分	事業内容	事業費の範囲	事業主体 (借受者)
きのこ設備等省エネルギー対策支援事業	5/10 以内	補助	〔機械及び設備整備〕 現行の機械・設備よりも電気・ガス・燃油の使用量を10%低減させる機械及び設備の整備。ただし、燃油の使用量を低減させる機械・設備については、国事業 ² の採択要件を満たさない場合に限る。 ・冷房設備 ・照度管理装置 ・断熱シート ・ボイラー (ガス、燃油、木質バイオマス) ・高圧殺菌釜 ・その他必要と認められる機械及び施設整備	500千円 ~ 20,000千円 ³	農地所有適格法人、農林業者の組織する団体
		リース			森林組合 農業協同組合、第3セクター、民間リース会社 (農地所有適格法人、農林業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、認定農業者、きのこ生産者等)

2：国事業とは「林業・木材産業循環成長対策交付金」の特用林産振興施設等の整備を指す。

3：1台(機)当たり500千円未満の機械は補助対象外とする。ただし複数の機械の組合せにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額が500千円以上の場合、補助対象とすることができるものとする。

事業種目	補助率	事業内容	事業費の範囲	事業主体
きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業	5/10以内	〔補助〕 令和6年能登半島地震により被災したきのこ生産施設の復旧に要する次の経費 1 機械・施設の再整備 2 機械・施設の点検・修理 3 再生産に必要な菌床等生産資材の導入 4 被災した機械・施設や生産資材の撤去・廃棄 ⁴	500千円～20,000千円 ⁵	きのこ生産者 (ただし、国事業 ⁶ を活用することができない場合に限る。)
		〔リース〕 令和6年能登半島地震により被災したきのこ生産施設の復旧に要する次の経費 1 機械・施設の再整備		森林組合 農業協同組合、第3セクター、民間リース会社 (ただし、借受者が国事業 ⁶ を活用することができない場合に限る。)

4：被災箇所できのこを栽培していた場合であって、かつ、1、2又は3の取組を実施し、きのこを再生産する場合に限る。

5：1台(機)当たり500千円未満の機械は補助対象外とする。ただし、複数の機械の組合せにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額が500千円以上の場合、補助対象とすることができるものとする。なお、下限事業費は機械・施設の再整備のみに適用する。

6：国事業とは、林業・木材産業循環成長対策交付金の「令和6年能登半島地震における被災木材加工流通施設等復旧対策」を指す。

採択基準（実施基準）

1 実施地区の条件

高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業にあつては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 原則として、きのこ生産量 100 t 以上を目指す産地であること。
- (2) 事業の申請時まで「産地きのこ王国にいがた振興プラン」が策定されていること。

2 対象品目

乾しいたけ、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、きくらげとする。

3 事業導入条件

- (1) 補助の事業主体及びリースの借受者は、国際水準 G A P ガイドラインに基づき G A P に既に取り組んでいる生産者、又は事業実施年度に取り組むことが確実な生産者であるものとする。
- (2) 高品質・安全・安心促進整備事業にあつては、きのこ生産所得 を向上するものとする。
生産所得とは、一年間に生産された産出額（収入・売上）から、その生産に要した費用（支出・売上原価）を差し引いたもの
- (3) 低コスト化促進整備事業にあつては、生産流通コストを目標年度までに現状より 3 % 以上削減するものとする。
- (4) きのこ設備等省エネルギー対策支援事業にあつては、機械・設備導入後の「対象品目の単位生産量（t）あたりエネルギー使用量」を導入前よりも低減させるものとする。
- (5) きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業にあつては、地震被害により低下した対象品目の生産量を、被災前の生産量まで回復させるものとする。

資料 1

きのこ王国支援事業におけるリースの取扱について

第 1 取扱基準

リースは民間リース会社や農業協同組合、森林組合、第 3 セクター（以下資料 1 において「事業主体」という。）と当該機械及び施設（以下「機械等」）を利用するきのこ生産者等（以下資料 1 において「借受者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結する事業であって次の要件を満たすものとする。

- 1 リースする期間は当該機械等の耐用年数以上とする。
- 2 リース料は、次の算定式で算出した額以下であること。
 - (1) 農業協同組合、森林組合が事業主体となって実施する場合

$$\text{リース料} = \frac{\text{事業主体負担} \{ (\text{事業費} - \text{補助金}) + \text{初期経費} \}}{\text{機械及び施設の耐用年数 (リース期間)}} + \text{年間管理費}$$

- (2) 農業協同組合、森林組合以外の者が、事業主体となって実施する場合

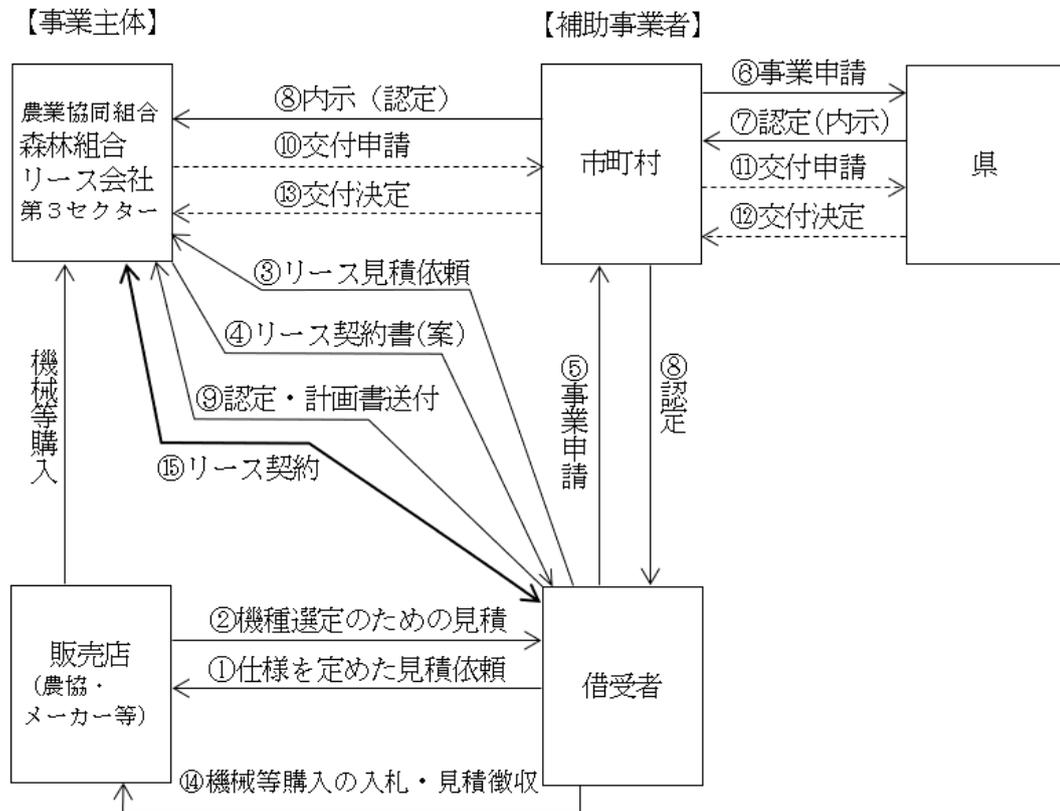
$$\text{リース料} = \frac{(\text{購入金額} - \text{補助金}) + \text{動産総合保険料} + \text{固定資産税} + \text{事務手数料}}{\text{機械及び施設の耐用年数 (リース期間)}}$$

- 3 事業主体と借受者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。
- 4 借受者は、機械等の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械等に異常がおきた場合は、事業主体に速やかに報告するとともに、事業主体は、事業実施要領第 10 の 2 の (6) に基づき届け出を行うこと。
- 5 事業主体は、借受者に対してあらかじめリース実施に必要な調査・審査及び必要書類、連帯保証人の徴求等ができるものとする。
- 6 県は、毎年度予算の範囲内においてリースするために必要となる機械等の導入に要する経費に対して助成を行うものとする。

なお、事業主体が民間リース会社の場合は、毎年リース料の助成に要する経費として取り扱うことができるものとする。

第2 リースの実施方法（高品質・安全・安心促進整備事業及び低コスト化促進整備事業の場合）

1 実施のフロー及び内容



借受者が導入したい機械等の仕様を定め、販売店等に機械等の機種選定のための見積依頼書を送付する。

借受者が販売店等から、機種選定のため複数社（3者以上）の見積を徴収し、機種（概算価格含む）を決定する。

決定した機種（概算価格含む）を前提として、借受者が複数（3者以上）のリース会社等にリース契約見積依頼書を送付する。

リース会社等からリース契約書（案）（リース料金含む）を借受者に提示し、借受者は事業主体を決定する。

なお、借受者は内定した事業主体のほか、選考に漏れたリース契約見積依頼先に連絡すること。

借受者は、上記までに決定した事項を基に補助事業を市町村に実施申請する。

なお、実施申請は借受者と事業主体の共同でも構わないこととする。

市町村は、県へ補助事業を申請する。

なお申請に当たっては、事前に県へ事業概要を説明のこと。

県から市町村へ補助事業の認定を通知（併せて補助金額を内示）する。

市町村から借受者へ県と同様に補助事業の認定を通知する。

また、市町村は、で内定した事業主体へ補助金額を内示する。

借受者は、市町村からの認定通知と事業計画書の写しを事業主体に送付する。

事業主体は、借受者から送付された補助事業申請時に使った事業計画書と認定通知の写しを添付し、補助金の交付申請書（定型様式）を市町村に提出する。

市町村は、同様に県へ補助金の交付申請書を提出する。

県から市町村へ補助金の交付決定を通知する。

市町村は、同様に事業主体へ補助金の交付決定を通知する。

借受者は、認定通知受理後、入札又は複数（3者以上）の販売店等から機械等購入のための見積徴収を実施し、より安価な購入先を選定の上、事業主体に連絡する。

購入価格が決定した段階で、借受者と事業主体とで新たにリース料を設定しリース契約を締結する。

上記 及び に関し、機種決定の見積もりを徴収する者は、事業主体でもできるものとする。

この場合、

ア 借受者は、希望する機械等を仕様書等により提示し、複数（3者以上）の事業主体へ、機種の決定及びリース料の見積徴収を併せて依頼する。

イ 事業主体が機械等を選定の上、リース料を借受者へ通知する。

ウ 借受者がリース先を決定し、市町村へ事業申請する。

の入札または見積徴収の実施は、事業主体でも構わないこととする。

2 その他必要な事項

(1) 事業主体のしゅん工報告について

事業主体は、リース契約を締結し、借受者に機械等が導入されたときは、導入機械等の確認を行った上で、しゅん工報告書に出来高設計概要書、補助事業収支明細書を添付し、市町村に報告するものとする。

また、事業主体はあらかじめ、以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。

[補助事業簿冊の内容]

事業計画書及び仕様書等	(借受者 事業主体へ提出)
機械等購入のための3者以上の見積書、又は入札関係書類	(借受者 事業主体へ提出)
リース機械等注文契約書、又は売買契約書	(事業主体)
リース機械等借受書(納品書と同様)、又は納品書	(事業主体)
機械等の確認写真	(事業主体)
リース契約書	(事業主体)
売買代金の支払額、年月日がわかる帳簿	(事業主体)
補助金の受入額、年月日がわかる帳簿	(事業主体)
補助金の往復文書	(事業主体)

内示・補助金交付申請書・交付決定・実績報告書・請求書・確定通知等

(2) 市町村の完成検査の実施について

ア 書類検査は原則、事業主体に検査に入ることとする。ただし、あらかじめ指定した補助事業簿冊を徴収し確認することとしても良い。

なお、この場合の書類は写しでもかまわないものとする。

イ 現場検査は、原則、借受者に検査に入ることとする。なお、事業主体の立ち会いは

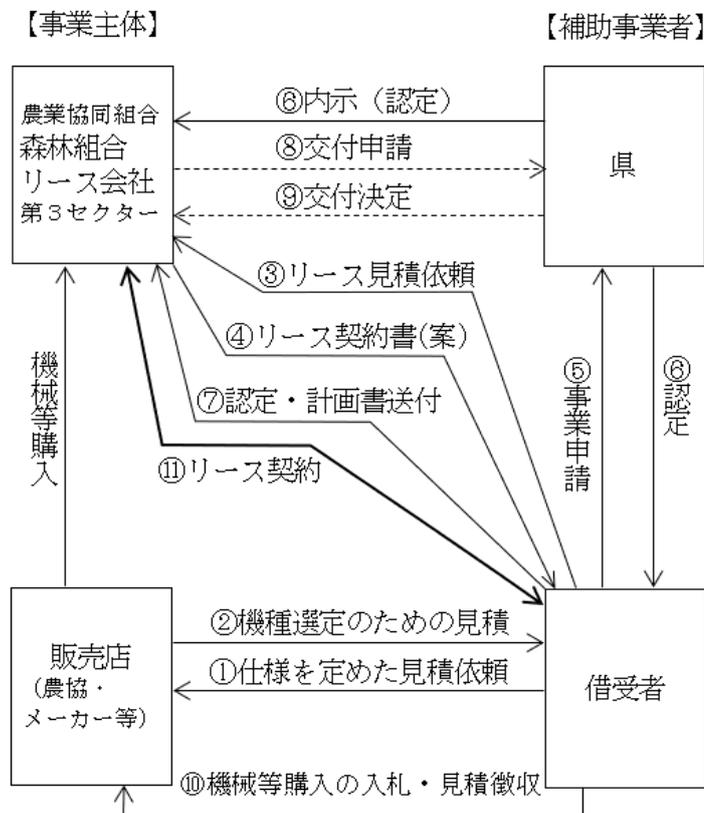
必要に応じ求めることができるものとする。

3 リース実施の手続きに必要な参考様式

- (1) 実施フロー 及び について：資料 1-1「機械機種等選定のための見積依頼書」
- (2) 実施フロー について：資料 1-2「リース契約見積依頼書」
- (3) 実施フロー について：事業主体から提出のあったリース契約書（案）を添付すること。
- (4) 実施フロー について：資料 1-3「見積依頼書」

第3 リースの実施方法（きのこ設備等省エネルギー対策支援事業及びきのこ生産施設等地震被害緊急支援事業の場合）

1 実施のフロー及び内容



借受者が導入したい機械等の仕様を定め、販売店等に機械等の機種選定のための見積依頼書を送付する。

借受者が販売店等から、機種選定のため複数社（3者以上）の見積書を徴収し、機種（概算価格含む）を決定する。

決定した機種（概算価格含む）を前提として、借受者が複数（3者以上）のリース会社等にリース契約見積依頼書を送付する。

リース会社等からリース契約書（案）（リース料金含む）を借受者に提示し、借受者は事業主体を決定する。

なお、借受者は内定した事業主体のほか、選考に漏れたリース契約見積依頼先に

連絡すること。

借受者は、上記までに決定した事項を基に補助事業を県に実施申請する。

なお、実施申請は借受者と事業主体の共同でも構わないこととする。

県から借受者へ補助事業の認定を通知(併せて事業主体へ補助金額を内示)する。

借受者は、県からの認定通知と事業計画書の写しを事業主体に送付する。

事業主体は、借受者から送付された補助事業申請時に使った事業計画書と認定通知の写しを添付し、補助金の交付申請書(定型様式)を県に提出する。

県から事業主体へ補助金の交付決定を通知する。

借受者は、認定通知受理後、入札又は複数(3者以上)の販売店等から機械等購入のための見積徴収を実施し、より安価な購入先を選定の上、事業主体に連絡する。

購入価格が決定した段階で、借受者と事業主体とで新たにリース料を設定しリース契約を締結する。

上記及び に関し、機種決定のための見積書徴収は、事業主体でもできるものとする。

この場合、

ア 借受者は、希望する機械等を仕様書等により提示し、複数(3者以上)の事業主体へ、機種の決定及びリース料の見積徴収を併せて依頼する。

イ 事業主体が機械等を選定の上、リース料を借受者へ通知する。

ウ 借受者がリース先を決定し、県へ事業申請する。

の入札または見積徴収の実施は、事業主体でも構わないこととする。

2 その他必要な事項

(1) 事業主体のしゅん工報告について

事業主体は、リース契約を締結し、借受者に機械等が導入されたときは、導入機械等の確認を行った上で、しゅん工報告書に出来高設計概要書、補助事業収支明細書を添付し、県に報告するものとする。

また、事業主体はあらかじめ、以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。

[補助事業簿冊の内容]

事業計画書及び仕様書等	(借受者 事業主体へ提出)
機械等購入のための3者以上の見積書、又は入札関係書類	(借受者 事業主体へ提出)
リース機械等注文契約書、又は売買契約書	(事業主体)
リース機械等借受書(納品書と同様)、又は納品書	(事業主体)
機械等の確認写真	(事業主体)
リース契約書	(事業主体)
売買代金の支払額、年月日がわかる帳簿	(事業主体)
補助金の受入額、年月日がわかる帳簿	(事業主体)
補助金の往復文書	(事業主体)

内示・補助金交付申請書・交付決定・実績報告書・請求書・確定通知等

(2) 県の完成検査の実施について

ア 書類検査は原則、事業主体に検査に入ることとする。ただし、あらかじめ指定した補助事業簿冊を徴収し確認することとしても良い。

なお、この場合の書類は写しでもかまわないものとする。
イ 現場検査は、原則、借受者に検査に入ることとする。なお、事業主体の立ち会いは必要に応じ求めることができるものとする。

3 リース実施の手続きに必要な参考様式

- (1) 実施フロー 及び について：資料 1-1「機械機種等選定のための見積依頼書」
- (2) 実施フロー について：資料 1-2「リース契約見積依頼書」
- (3) 実施フロー について：事業主体から提出のあったリース契約書（案）を添付すること。
- (4) 実施フロー について：資料 1-3「見積依頼書」

機 械 機 種 等 選 定 の た め の 見 積 依 頼 書

年 月 日

様

組織名及び代表者名又は
氏 名
電話番号

下記により見積書を作成の上、提出下さるようお願いいたします。

記

1 依頼者	(記載例) 生産組合 代表
2 見積条件	1 機械の名称 : 2 機械の能力 : 3 付属機 : 4 数量 : 5 導入時期 : 6 納入場所 : 7 支払条件 :
3 見積書提出時期	年 月 日
4 見積書提出場所	〒 × × × 町大字 1 番地
5 見積書様式	別紙見積書様式を参考にお願いします
6 見積書提出方法	郵送による
7 その他	仕様書の条件を満たす機械を 3 機種程度選定の上、見積書を別様で提出して下さい。 なお、見積機械のカタログを同封願います。

(別紙見積書様式)

御 見 積 書 (参考様式)

年 月 日

生産組合 代表者 様

住所
名称
電話番号、FAX
(参考)新潟県農業機械整備施設認定番号

下記のとおり見積申し上げます。

受渡期日 年 月 日
受渡場所
取引条件
有効期限 年 月 日まで

合計金額 ￥ 3,520,000円(消費税込み)

品名・規格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
(メカ・型式を明記)			(見積額/台)		(メカ小売希望価格/台)
冷凍機 型式:	台	2	500,000円	1,000,000円	550,000円
包装機 型式:	台	1	2,200,000円	2,200,000円	2,400,000円
小計				3,200,000円	
合計				3,200,000円	
消費税(10%)				320,000円	
総合計				3,520,000円	

【記載上の留意点】

- 1 機械付属機は本体機械とは別行に単独で記入する。なお、付属機を含め冷凍機一式、包装機一式との表現はしないようお願いします。また、付属機についても型式の記入をお願いします。
- 2 型式は正確に記載するようお願いします。
- 3 備考欄には1台当たりのメカ小売希望価格を必ず記入してください。
- 4 「日付」、「受渡期日」、「受渡場所」、「取引条件」、「有効期限」は必ず記入してください。

リース見積依頼書

年 月 日

様

組織名及び代表者名又は
氏 名
電話番号

年度きのご王国支援事業を活用し、下記によりリース契約の締結を予定したため、リース契約書(案)を提出くださるようお願いいたします。

記

1 借受者の概要

(1) 集団の場合

フリガナ 会社名又は組織名				電話番号
住 所	(〒 -)				
フリガナ 代表者名				生年月日 昭・平 年 月 日
代表者自宅住所	(〒 -)				自宅電話番号
経 営 概 要 (経営規模)	組織形態	協業(法人・任意)・受託・共同利用			
	資本金 万円	営業年数 年	会社の設立 年 月	構成員数 戸 人	その他
	きのご栽培規模				そ の 他
	しいたけ	なめこ			

(2) 個人の場合

フリガナ 氏 名				生年月日 昭・平 年 月 日
住 所	(〒 -)				自宅電話番号
経 営 概 要 (経営規模)	きのご栽培規模				そ の 他
	生しいたけ	なめこ			

2 リースの内容

リース申込物件	数量	物件価格	設置場所住所	納入予定日
.....		円	年 月 日
.....		円	
.....		円	
リース料の支払方法	年払い・月払い		リース期間	年(機械施設の耐用年数)
事業メニュー名			予定補助率	

3 その他

- (1) リース料の算定に当たっては、県の補助事業を活用した場合として県の補助分を勘案したリース料金として下さい。
- (2) 本年度、新潟県に「リース会社の概要」を届け出していない場合は、届け出を実施していただくとともに、その旨をご連絡ください。

見 積 依 頼 書

年 月 日

様

組織名及び代表者名又は
氏 名
電話番号

下記により見積書を作成の上、提出くださるようお願いいたします。

記

1 依頼者	(記載例) 生産組合 代表
2 見積条件	1 機械の名称： (メーカー名・形式) 2 機械の能力： 3 付 属 機： (メーカー名・形式) 4 数 量： 5 導 入 時 期： 9月下旬 6 納 入 場 所： 町大字××番地(生産組合格納庫)
3 見積書提出期限	年 月 日まで
4 見積書提出場所	〒××× 町大字 1番地(生産組合長宅)
5 見積書様式	別紙見積書様式を参考をお願いします
6 見積書提出方法	郵送による(当日消印有効)
7 その他	以下のものは無効とします。 提出された書類が不足するもの又は必要事項を記載していないもの 同時に2種類以上の見積書の提出があったもの 提出時期を過ぎたもの

きのこ王国支援事業機械及び施設管理台帳（総括表）

事業実施年度		年度			
産地名		市町村名			
計画（変更）認定					
申請 認定	年 月 日 第 号 年 月 日 林第 号		変更申請 変更認定	年 月 日 第 号 年 月 日 林第 号	
受益者数		名			
対象品目生産計画					
振興品目（原木・菌床）		現 況（ 年）		目 標（ 年）	
		生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
計					
事業実施総括表					単位：円
事業種目		事業費		県補助金額	
高品質・安全・安心促進整備事業					
低コスト化促進整備事業					
きのこ設備等省エネルギー対策支援事業					
きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業					
計					
年度別事業費内訳表					単位：円
事業種目	事業主体	事業費	負担区分		
			県補助金	市町村費	その他
高品質・安全・安心促進整備事業					
低コスト化促進整備事業					
きのこ設備等省エネルギー対策支援事業					
きのこ生産施設等地震被害緊急支援事業					
計					
事業導入に当たって の借入資金		農業近代化資金		千円	
		農林漁業金融公庫資金		千円	
				千円	
		計		千円	

資料2-3

きのこ王国支援事業機械及び施設管理台帳(設計図、写真、カタログ、規約・契約書等)

資料名	

